

電波法施行規則の一部を改正する省令案等についての意見募集の結果

－電気通信事業法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う改正等－

(平成27年8月20日(木)～平成27年9月18日(金)意見募集)

【意見提出：5者】

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	一般社団法人 日本アマチュア無線連盟	<p>本件改正は、世界的に広く使用されているWiFi機器等の小電力無線機器の一時持込み及び使用を可能とするものであり、海外から日本への訪問者の利便性向上が図られることから、賛成します。</p>	本改正案への賛同意見として承ります。	なし
		<p>関連して、アマチュア無線の諸外国との相互運用につきましても、2国間のアマチュア無線資格の相互認証協定に加えて、CEPT（欧州郵便電気通信主管庁会議）加盟国との相互認証協定が進められているところですが、将来的にこれらの国々をはじめとする諸外国から日本への短期訪問者について類似の措置によるアマチュア無線機器の持ち込み及び運用につきましてもその可能性を検討いただけますようお願い申し上げます。</p>	御意見については今回の意見募集の範囲外ですが、今後の参考とさせていただきます。	

2	一般社団法人 情報通信ネット ワーク産業 協会	<p>電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）には、「本邦に入国する者が」（27 頁）とある。</p> <p>法の趣旨は海外から訪日観光客が持込む無線設備と推測されるが、報道資料の経緯には「今般、海外から訪日観光客等が持ち込む無線設備」とあり、訪日観光客等の「等」には、ビジネス（商談デモンストレーション・展示博覧会のデモンストレーション等）目的で持ち込まれる無線設備も含まれるように推測され、国内メーカーと公平の差が生じる。よって使用者にはビジネス目的は含まれない旨法令に明記、又は訪日問わず商談・展示博覧会のデモンストレーション等について技術基準の内であれば一定の期間適合表示無線設備としていただきたい。</p>	<p>本制度は、観光立国の推進に向けて海外からの訪日観光客等の ICT 利用環境を向上させることを目的に、本邦に入国する者が自ら持ち込んだ無線設備を使用する無線局について、その無線設備が電波法で定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合し、かつ、電波法第 4 条第 1 項第 3 号の小電力の無線局のうち総務省令等において空中線電力等を限定して定めたものに関しては、免許等を受けないで開設することを一定の期間に限り認めることとするものです。御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
		<p>電波法第四条第三項の規定に基づき電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める告示案及び電波法施行規則第六条の二の規定に基づき総務大臣が別に告示する条件を定める告示案については、技術基準の範囲を超えた無線設備や指定外の無線設備は使用できない旨、入国時等多国語での周知広報を行い、電波の利用における無線通信の混信や妨害を防ぎ、また、有限希少な資源である電波の効率的な利用の確保を願いたい。</p>	<p>本告示案等の公布後、周知活動を行っていく予定であり、いただいた御意見は当該周知活動を行う上での参考とさせていただきます。</p>	なし

		<p>電波法第四条第三項の規定に基づき電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める告示案については、海外から訪日観光客が持込む無線設備が公衆無線 LAN アクセスサービスを利用することも推測される。公衆無線 LAN のサービスには、電気通信事業者・エリアオーナー・空港・鉄道・自治体・第三セクタ・宿泊設備・店舗等があり、無線 LAN ビジネスガイドライン（平成 25 年 6 月 25 日）には、接続サービス事業者には電気通信事業法に基づく登録又は届出が不要なものがあると明記されている。また端末設備等規則に関する留意事項には電気通信回線設備に無線 LAN 機器を接続するためには、端末機器の技術基準適合認定等を取得する（又は接続先の電気通信事業者の接続の検査を受ける）必要がある。また、2.1.3(1) 及び 2.1.4.1(1) において、無線 LAN 機器を電気通信事業の用に供する端末設備として用いる場合、当該機器は、端末設備等規則の該当条項を満たす必要がある。一方御省主催の MRA 国際研修会 2012 の日本の電気通信機器の認証ケーススタディには、公衆無線 LAN 接続形態の場合には、当該の通信事業者が届けられていない現状であり、この接続形態では受益者が二者になり通信事業者とみなされ認証を行う旨明記があり、御省の指導により国内メーカーは設計認証等を行い適合表示端末機器として販売している。本改正で訪日観光客が持込む無線 LAN を公衆無線 LAN に接続する場合にあたっての改正案は見受けられないことから、仮に登録又は届出事業者が存在しても、端末設備等規則の該当条項を満たしていれば電気通信事業法に基づく設計認証等も必要ないことの明記をお願いする。</p>	<p>訪日観光客等が持込む端末に係る電気通信事業法上の対応については、現在検討しているところです。</p> <p>御意見については今回の意見募集の範囲外ですが、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
--	--	--	--	----

3	個人	<p>当該告示案の各項と、参照先とされています「施行規則第六条第四項第四号」の（１）および（３）から（５）の、双方の規定する内容を比べますと、一致していないように見えて解せません。</p> <p>これはこれで正しいのでしょうか？</p> <p>とくに告示案の</p> <p>a. 「三（5.3GHz 帯の規程）」の参照先の省令側が「（４）（5.6GHz 帯の規程）」となっている点、</p> <p>b. 「四（5.6GHz 帯の規程）」の参照先の省令側が「（５）（80MHz 幅のチャンネルボンディングの規程）」となっている点</p> <p>です。</p> <p>仮に正しいとしましても、告示・省令双方の関連づけが判りやすくなるような表現への修正を期待いたします。</p> <p>告示案 参照先の 施行規則第六条第四項第四号 の規程内容 が規程する内容</p> <hr/> <p>一 2.4GHz 帯 （１）2.4GHz 帯</p> <hr/> <p> （２）本邦独自の、802.11b の 14ch</p> <hr/> <p>二 5.2GHz 帯 （３）5.2GHz ・ 5.3GHz 帯</p> <hr/>	<p>施行規則第六条第四項第四号（１）については告示案の第一項における周波数帯の規定と一致していますが、（３）、（４）及び（５）については、告示案の第二項から第四項における周波数帯の規定と一致していないため、告示案を修正します。</p>	あり
---	----	--	--	----

		<p>三 5.3GHz 帯 (4) 5.6GHz 帯</p> <p>—————+—————</p> <p>四 5.6GHz 帯 (5) 802.11ac 80MHz 幅のチャネルボンディング</p> <p>—————+—————</p> <p> (6) 25GHz・27GHz 帯</p>		
4	不明	<p>『電波法施行規則 第六条の二の三 法第四条第二項の総務省令で定める期間は、九十日とする。』</p> <p>上記期間の根拠が不明ですので改正案に反対します。</p>	<p>訪日観光客等が、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）に基づき、短期滞在の査証により我が国に在留できる期間は最長 90 日とされていること及び短期滞在の査証が免除される国・地域からの来訪者に対する在留期間は基本的に 90 日とされていることを踏まえ、海外から持ち込まれる無線設備の利用可能な期間についても 90 日と定めるものです。</p>	なし
5	不明	<p>上記 IEEE 802.11g 規格は電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として不十分なため、改正案に反対します。</p> <p>IEEE 802.11g では</p> <p>『19.4.7.1 Transmit power levels</p> <p>The maximum transmit power level shall meet the requirements of the local Regulatory body.』</p>	<p>電波法第三章に定める技術基準は、基本的に国際的な標準と整合性を持つものとして定められており、本制度では、総務大臣は、同章に定める技術基準に相当する技術基準として、該当する国際的な標準を指定することとしております。その上で、本制</p>	なし

	<p>などとしており、最大空中線電力は各地域の法に従うよう求めています。ここで指す「local Regulatory」が、日本の電波法を指すのか、IEEE 規格への適合を確認した外国の電波法を指すのかが不明です。日本の電波法を指すとした場合、条項が循環参照となります。一方、外国の電波法を指すとした場合、国によって最大空中線電力の許容値が日本の数倍となるため、これを日本の電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準としてみなすのは不適當です。もしこれを認めた場合、日本の技術基準が形骸化することとなります。</p>	<p>度では、本邦に入国する者が自ら持ち込んだ無線設備を使用する無線局について、その無線設備が上記の相当する技術基準に適合するだけでなく、電波法第4条第1項第3号の小電力の無線局のうち総務省令等において空中線電力等を限定して定めたものに関しては、免許等を受けないで開設することを一定の期間に限って認めることとするものです。</p>	
--	---	---	--